

○財務省
経済産業省 告示第十一号

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省、経済産業省令第一号）第二条第一号の規定に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（令和五年五月財務省、経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年九月二十八日

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關与する者を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十五号）で定めるものをいう。）